

広域系統整備計画のコスト検証等 に関するガイドラインについて

2026年1月26日
広域系統整備委員会事務局

- 第94回の本委員会（2025年10月31日）において、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の内容についてご議論いただき、案としてとりまとめて国に報告した。
- その後、第7回制度設計WG（2025年11月28日）において議論され、**設備の維持・運用に要する費用※に対する検証の考え方についても検討し、年度内目途で取りまとめることとなった。**
- 本ガイドラインについては、国と広域機関の連名で作成するものであることから、本委員会においても**設備の維持・運用に要する費用の検証の内容についてご議論いただきたい。**

※運転維持費に運用段階における改良投資（資本的支出）を含めて、設備の維持・運用に要する費用とした

【本日の内容】

- (1) 検証に関する一般事項について
 - ✓ 検証箇所について
 - ✓ 検証のプロセスについて
 - ✓ 計画値の計上方法について
 - ✓ 確認・検証の方法について
- (2) 費用変動の扱いについて
 - ✓ 物価変動への対応
 - ✓ 物価変動以外への対応
- (3) その他（予備評価について）

- (1) 検証に関する一般事項について**
- (2) 費用変動の扱いについて
- (3) その他（予備評価について）

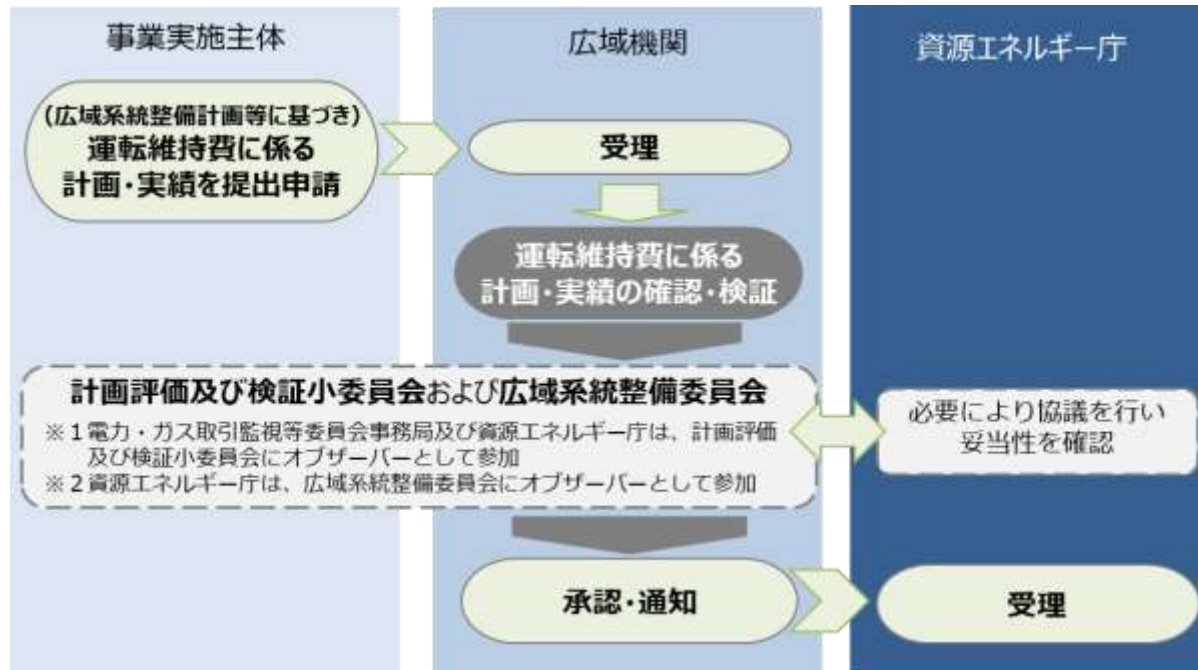
- 設備の維持・運用に要する費用の検証箇所・プロセスは、国の委員会において、検証体制や方法を確認のうえ今後整理することとされている。
- 本機関は、業務遂行にあたり専門性をバリューの一つとして掲げており、これまでもその技術的・専門性の高さを生かして、広域系統整備計画の工事費の評価・検証に係る業務を行ってきたところ。
- そうした本機関の特徴をふまえ、**設備の維持・運用に要する費用の検証において、まずは技術的な要素を含む項目について本機関が担うことが考えられるかどうか。**

【参考】回収額の確定プロセス

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
(2025年8月8日)資料3 一部編集

- 【論点1・2】で整理しているとおり、今後、**全国調整スキームを適用する地域間連系線等における託送料金負担（9社負担）**については以下のプロセスとなる。
 - ① 電力広域機関が策定する広域系統整備計画に基づき系統整備実施主体が経済産業大臣に対し、承認の申請（総額・費用負担割合）を行う。
 - ② 経済産業大臣が系統整備実施主体に対し、当該申請の承認を行う。
 - ③ 経済産業大臣が費用負担割合に応じて他の一般送配電事業者に回収額の通知を行い、系統整備実施主体が費用を回収する。
- 上記のスキームにおける一般送配電事業者等からの承認の申請内容は、事前に電力広域機関の計画評価及び検証小委員会において、**専門家等の関与の元で確認・検証等を受けたもの**となる。※運転維持費の検証箇所・プロセスについては、検証体制や方法を確認のうえ今後整理する。
- このように、**計画評価及び検証小委員会における確認・検証を受け、かつ、経済産業大臣が承認して回収する額が決定**する整理となるため、これを踏まえた一般送配電事業者による託送料金の申請（経済産業大臣が承認した金額）に関し、**電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキームとしてはどうか。**
- また、費用増額時においても、第1回WG（2025年6月13日）で整理したとおり、ガイドラインに基づき、費用回収を行うスキームとなる。

- **技術的な要素を含む項目以外の項目については、設備の維持・運用に要する費用の検証の一体的な実施の観点から、本機関も関わることとし、本機関と国が協力して行うこととしてはどうか。**
- **具体的な進め方としては、技術的な要素を含む項目を「計画評価及び検証小委員会」で検証し、それ以外の項目を「広域系統整備委員会」で所定の手法に則り算出されているか確認することを基本としてどうか。また、その所定の手法については、本ガイドラインに記載し明確化することとしてはどうか。**
- **加えて、事業実施主体（系統整備実施主体）は確認された結果に基づいて国に対して回収額を申請し、国がその額を承認することになっている（5スライド）ことに鑑みて、必要により、本機関と資源エネルギー庁が協議を行い妥当性を確認することとしてはどうか。**



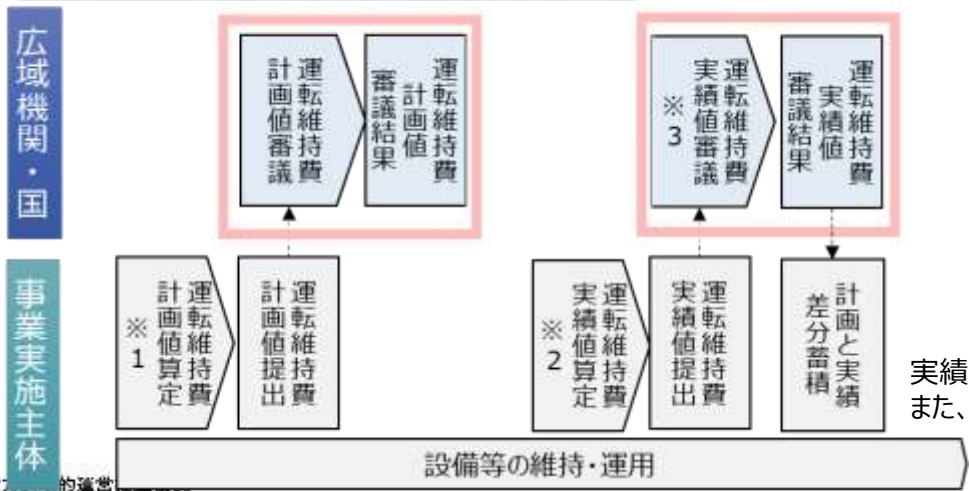
第4回電力システム改革の検証を踏まえた
制度設計ワーキンググループ
(2025年8月8日) 資料3

【論点5】回収額の確定プロセス

- 【論点1・2】で整理している通り、今後、全国調整スキームを適用する地域間連系線等における託送料金負担（9社負担）については以下のプロセスとなる。
 - ① 電力広域機関が策定する広域系統整備計画に基づき系統整備実施主体が経済産業大臣に対し、承認の申請（総額・費用負担割合）を行う。
 - ② 経済産業大臣が系統整備実施主体に対し、当該申請の承認を行う。
 - ③ 経済産業大臣が費用負担割合に応じて他の一般送配電事業者に回収額の通知を行い、系統整備実施主体が費用を回収する。
- 上記のスキームにおける一般送配電事業者等からの承認の申請内容は、事前に電力広域機関の計画評価及び検証小委員会において、専門家等の関与の元で確認・検証等を受けたものとなる。※運転維持費の検証箇所・プロセスについては、検証体制や方法を確認のうえ今後整理する。
- このように、計画評価及び検証小委員会における確認・検証を受け、かつ、経済産業大臣が承認して回収する額が決定する整理となるため、これを踏まえた一般送配電事業者による託送料金の申請（経済産業大臣が承認した金額）に関し、電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキームとしてはどうか。
- また、費用増額時においても、第一回WG（2025年6月13日）で整理したとおり、ガイドラインに基づき、費用回収を行うスキームとなる。

- **設備の維持・運用に要する費用については、整備計画策定に際して実施案評価の中で評価を行っているが、運用段階*における費用をより正確に捉える観点から、運用段階においても費用の計画**を確認・検証することとしたい。**
* 工事完了後、実際に設備を使用する段階 ** 整備計画に係る設備の年度別費用計画
- 具体的には、運用段階における**費用の計画の確認・検証は、費用負担会社の託送費への反映タイミングを考慮してレベニューキャップ制度の規制期間（5年）毎の実施を基本**としてはどうか。一方で、**実績の確認・検証は、計画と実績の差分を交付金等に迅速に反映するため毎年度行うことを基本とし、これにより難しい項目がある場合にはタイミングを変更することも可能**としてはどうか。
- なお、期中調整を行う等の理由により**事業者からの申し出があった場合には、その時点で確認・検証を行うことも可能**としてはどうか。
- また、この確認・検証中の設備の運用継続や修繕継続は事業者の判断を尊重する。

設備の維持・運用に要する費用の検証フロー



- ※ 1 : 計画値の算定・提出は、レベニューキャップ制度の規制期間毎の実施を基本とする。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。
- ※ 2 : 実績値の算定・提出は毎年度実施することを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。
- ※ 3 : 実績値の審議は毎年度行うことを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、事業実施主体から依頼があった場合等、必要により実施する。

実績は翌期調整に反映する。
また、必要に応じ、期中調整に反映する。

■ 設備の維持・運用に要する費用の計画値の計上方法について、以下の方法を基本としてはどうか。

- ✓ 実施案検討の段階においては、年経費率により算出もしくは過去実績等に基づき個別に積み上げて算出する。
 - 年経費率を使用する場合には、至近の実績に基づいた年経費率を使用する。
 - 個別に積み上げる場合には、算出根拠や算出方法を明確にしたうえで合理的に計上する。
なお、過去実績がない等により算出し難い項目については、ゼロ円で計上することも可能とする。
- ✓ 運用段階においては、**広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件**（令和5年3月31日経済産業省告示第36号）、**電気事業会計規則及び国の審議会**（持続可能な電力システム構築小委員会等第二次中間とりまとめ）**等に基づき、以下の項目に分けて計上することを基本とする。**

告示記載項目

修繕費、減価償却費（改良投資に伴うもの）、固定資産除却費（改良投資に伴うもの）、固定資産税、事業税、補償費、賃借料、共有設備費等分担額

上記以外

事業報酬、追加事業報酬、人件費、電源開発促進税、雑税、消耗品費、諸費、損害保険料、委託費

そのうえで、**各項目の具体的な算出方法について次頁以降の通り記載**することとし、この方法により難い場合には、他の方法で算出することも可能とする。

運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法（項目、算出式）

	項目	計画値の算出方法
告示記載項目	修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該設備の過去実績ベースで計上することを基本とする ● 個別に計上が必要なもの（例えば、数年おきに発生する点検や設備劣化状況に応じて実施する修繕等のうち額が大きなもの）は個別に積み上げて計上する
	減価償却費 (改良投資に伴うもの)	● 同上
	固定資産除却費 (改良投資に伴うもの)	● 同上
	固定資産税	● 課税標準額に税率を乗じて算出
	事業税	● 想定費用総額×税率
	補償費	<ul style="list-style-type: none"> ● 径間当たりの平均補償料×対象線路の径間数 ※過去実績等を基に径間当たりの平均補償料を算出する 径間当たりの平均補償料 = 補償料全体額 / 補償料対象径間 ● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上
	賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ● 占用料 占用料単価×占用面積で算定 * 占用の単位は「㎡」「m」「条数」等さまざまであり、上記算定式は一例。 ● 年払い補償料 鉄塔用地…土地の適正価格（円/㎡）×使用料率×補償面積 線下土地…土地の適正価格（円/㎡）×使用料率×土地利用制限率×補償面積 ● そのほか費用が発生する場合は、個別に算出して計上する ● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上
	共有設備費等分担額	● 当該事業者の過去実績をもとに共有設備費等に要する費用の全体額を算定し、この全体額を按分して算出

	項目	計画値の算出方法
上記以外	事業報酬	● 当該整備計画の対象資産のレートベース（年度期央簿価等）に事業報酬率を乗じて算出
	追加事業報酬	● 同上
	人件費	● 当該事業者の過去実績をもとに人件費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出
	電源開発促進税	● 想定所内電力量×税率
	雑税	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業者の過去実績をもとに該当税の全体額から按分して算出する又は以下の通り。 ● 市町村民税：想定従業者数と資本金額に基づき算出 ● 事業所税（資産割）：想定課税対象床面積×税率 ● 事業所税（従業者割）：想定従業者給与総額×税率 ● 都市計画税：想定固定資産税評価額×税率 ● 不動産税：想定固定資産税評価額×税率 ● 印紙税：想定課税文書の課税額 ● 消費税：税金以外の想定費用総額/1.1×（1－想定課税売上割合） ● その他：対象分を特定し、個別に算出する
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業者の過去実績をもとに消耗品費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出 ● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上
	諸費	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業者の過去実績をもとに諸費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出 ● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上
	損害保険料	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該事業者の過去実績をもとに損害保険料の全体額を算定し、この全体額を按分して算出 ● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該設備の過去実績ベースで計上することを基本とする ● 個別に計上が必要なもの（数年おきに発生する点検や設備劣化状況に応じて実施する委託等のうち額が大きなもの）は個別に積み上げて計上する

運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法（補足事項）

- ※ 当該設備の過去実績ベースで計上する場合は、事業実施主体はその算出方法について示すこととする。
なお、過去実績を用いる場合は、その参照期間は5年を基本とする。ただし、事業者のこれまでの実態に応じて参照期間を選定することも可能とする。
算出方法の例：参照期間の実績値の平均、参照期間のトレンド（物価上昇除く）
- ※ 物価変動による将来的な設備の維持・運用に要する費用の変動が想定される場合には、「物価変動への対応（計画における織り込み）」（16スライド）に基づき対応することができる。
- ※ 当該設備の過去実績がない場合には、同等規模の設備等の過去実績を参照して算出する。ただし、算出し難い場合には、計画値をゼロ円で計上し、実績値を確認・検証することも可能とする。
- ※ 当該設備に係る費用を個別に算出し難い場合には、全体額を設備原価や送電線こう長等の按分要素を用いて按分して計上する。ただし、按分要素は事業者のこれまでの実態に応じて選定することも可能とする。また、全体額は、事業者全体もしくは当該保守担当箇所等の区分可能な部分の額を指し、その範囲は事業者の実態に応じて設定する。
- ※ 送電事業者は、会社全体の運営のための一般管理費の全体額を過去実績等を踏まえて算定し、この全体額を按分して算出したものを設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。なお、過去実績がない場合は個別に算出し、その合理性について説明をしたうえで、設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。
- ※ 送電事業者は、業務設備に係る資金調達コストの全体額を算定し、この全体額を按分して算出したものを設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。
- ※ プロジェクトファイナンスで事業を実施する場合において、建設期間中に法人税が発生した場合は、当該法人税相当額を運用開始後の設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。

広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（抜粋）

一 「全国調整スキーム」とは、第二条に規定する電気工作物を整備し、又は更新することにより、電気の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に係る便益を得られることが見込まれる当該電気工作物の整備又は更新に関する費用であって、次に掲げる費用項目を電気の使用者全体で負担する仕組みをいう。

- イ 修繕費
- ロ 補償費
- ハ 賃借料
- ニ 減価償却費
- ホ 固定資産除却費
- ヘ 共有設備費等分担額
- ト 固定資産税
- チ 事業税

持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間とりまとめ（2021年8月）

表1 系統設置交付金及び広域系統整備交付金の対象となる費用項目

	項目	内容
工事費	減価償却費	電気事業固定資産の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定率法及び定額法により算定した費用
	固定資産除却費	固定資産除却費は、電気事業固定資産の除却に伴い生ずる費用（固定資産除却損、除却費用を含む）
運転維持費	修繕費	固定資産の通常の機能を維持するため、部品の取替え、損傷部分の補修、点検等に要する費用
	公租公課 (固定資産税等)	各種税法の定めによるもの
	その他経費 (賃借料等)	連系設備の維持・運用等に係る諸費のうち、固定資産に係わるもの
	事業報酬	事業運営に必要な資金を調達する費用
	追加事業報酬	事業報酬率への一定の上乗せ
	人件費	連系設備の維持・運用等に係る人件費
	公租公課 (電源開発促進税、雑税等)	各種税法の定めによる
	その他経費	連系設備の維持・運用等に係る諸費、消耗品費、委託費、損害保険料等

- 実施案の評価における設備の維持・運用に要する費用の評価は、以下の通り行うこととしてはどうか。
 - ✓ 設備の維持・運用に要する費用を年経費率で算出している場合は、**至近の実績に基づいた年経費率が使用されていることを確認する。**
 - ✓ また、年経費率以外の方法で有資格事業者が算出した場合には、その**算出根拠及び算出方法の妥当性の確認を行う。**

設備の維持・運用に要する費用に係る年経費率の例

	年経費率*		
	計	全国調整 スキーム対象	対象外
架空送電	5.2%	1.4%	3.8%
地中送電	5.2%	1.4%	3.8%
変電	4.9%	1.3%	3.6%

* 一般送配電事業者（沖縄電力を除く9社）が公表する託送供給等収支計算書をもとに、各設備所管部門の営業費用から各区分の対象費用を抽出して算出し、事業報酬及び追加事業報酬、一般管理費相当も考慮

- 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計画の確認・検証は、以下の通り行うこととしてはどうか。
 - ✓ 8～10スライドの表「運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法」に基づき計上されていることを確認する。
 - ✓ ただし、個別に計上する修繕費等については、フェーズ1の「工事費の確認」（27スライド）及びフェーズ2の「工事件名毎の工事内容の確認」（28スライド）に準じて検証を行う。
 - ✓ 基本的には規制期間（5年）分の計画を検証するため、5年間の中で、計画値が大きく変動する場合には、その理由を確認する。
 - ✓ 過去実績と比較して、計画値が大きく変動している場合には、その理由を確認する。
 - ✓ 特に費用が増加している場合には、コスト低減が図られているか確認する。

- 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の実績の確認・検証は、以下の通り行うこととしてはどうか。
 - ✓ 8～10スライドの表「運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法」の項目ごとに内容や額の確認を行う。
 - ✓ ただし、個別に計上する修繕費等については、フェーズ2の「費用増減の要因分析と妥当性評価」（28スライド）に準じて検証を行う。
 - ✓ 計画からの費用の変化があった場合、その妥当性について確認を行う（詳細は後述）
 - ✓ 特に費用が増加している場合には、コスト低減が図られているか確認する。

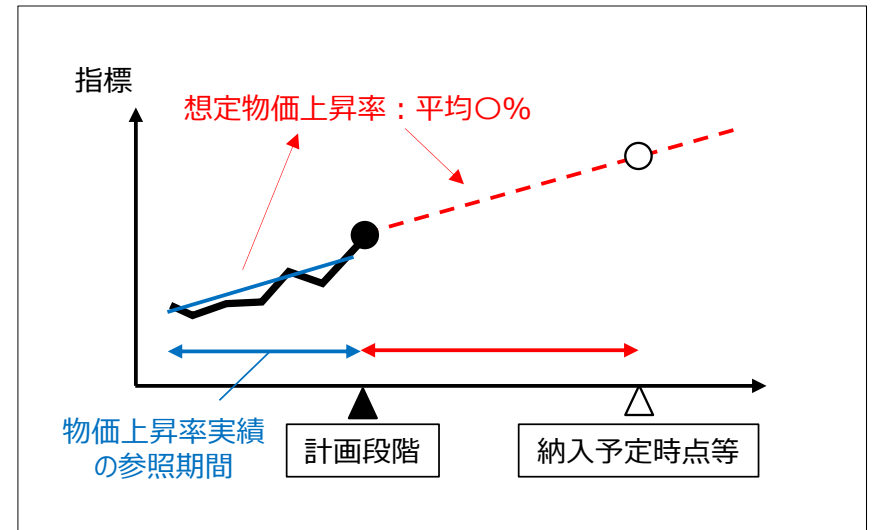
- (1) 検証に関する一般事項について
- (2) 費用変動の扱いについて**
- (3) その他（予備評価について）

- **実施案の検討段階において、設備の維持・運用に要する費用を年経費率により算出する場合は、精緻に算出されたものではないことから、将来の物価変動想定を行わないことを基本としてはどうか。**
- **一方で、運用段階においては、将来の物価変動想定を行うことも可能とし、用いる指標については、消費者物価指数（総合）を基本としてはどうか。ただし、これにより難しい場合には、事業実施主体がその考え方（用いた指標とその根拠、算定期間・方法、算定額等）を示すとしてはどうか。**
- なお、引き続き検討としていた「物価変動の想定に用いる指標」については、主に工事費に用いる指標として、第72回料金制度専門会合（2025年12月16日）における議論を踏まえて、「建設工事費デフレーター（電力）」を追加した。

物価変動の想定に用いる指標の例（工事費と共通）

公共工事設計労務単価（全国全職種）
消費者物価指数（総合）
国内企業物価指数（総平均）
国内企業物価指数（鉄鋼）
国内企業物価指数（非鉄金属[銅・アルミ]）
建設工事費デフレーター（電力）
そのほか、合理的に説明できるもの

物価上昇想定イメージ図



第72回料金制度専門会合
(2025年12月16日) 資料3

2. ⑥適用する客観的な公表指標 – 採用指標の考え方 –

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないかと。

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用全体に一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.3% ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用項目は一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 ➢ 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が一定程度抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+12.2% ➢ 試算より全体の上昇率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が大きくなる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。

【参考】費用項目の内訳について

- 費用項目は、様々な性質を持つ様々な費目で構成。消費者物価指数、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価等に関連する費目もあるが、全体として、特定の指標に関連するわけではないと考えられる。
- 消費者物価指数の2年間（2022～2023年度）の上昇率6.3%は、送配電網協議会の試算7.4%と比較的に近い推移となっている。

原価区分	費目例示	特徴
OPEX	役員給与 給料手当	➢ 経営状況や競合他社の動向、労働市場や従業員モチベーション、インフレ等様々な要因によって決定されるため、必ずしも主要な指数（消費者物価指数や国内企業物価指数、公共工事設計労務単価、建設工事費デフレーター）に連動する性質ではない。
	修繕費 ^{※1} 委託費 ^{※1}	➢ 巡視点検や支障木伐採、システム保守運用等の作業に係る費用など公共工事設計労務単価や国内企業物価指数への関連がある費目もある。
	研究費 損害保険料	➢ 物価変動影響は受けるものの、取引先との交渉によって取引価格が決まるため、特定の指数との関連は認められない。
	消耗品費 諸費	➢ 種々雑多な費目であり、主に物品の購入原価や旅費等であるため、消費者物価指数との関連が強い。
その他費用	固定資産除却費	➢ 除却費用は設備の撤去費用であるため、主に公共工事設計労務単価との関連が強い。
	需給調整市場手数料 社債発行費	➢ 例えば、需給調整市場における取引に係る売買手数料は物価変動の影響を受けるものの、電力需給調整力取引所（EPRX）が行っており、市場手数料はEPRXの事業運営費の増減や取引量の増減によって決まるため、特定の指数との関連は認められない。
	賃借料	➢ 貸主の修繕費、管理費が変動することにより物価変動影響を受けるが、設備の資本費は過去に支出済みであり、国内企業物価指数や公共工事設計労務単価よりは緩やかな伸び率となり、消費者物価指数に近い数字になる。

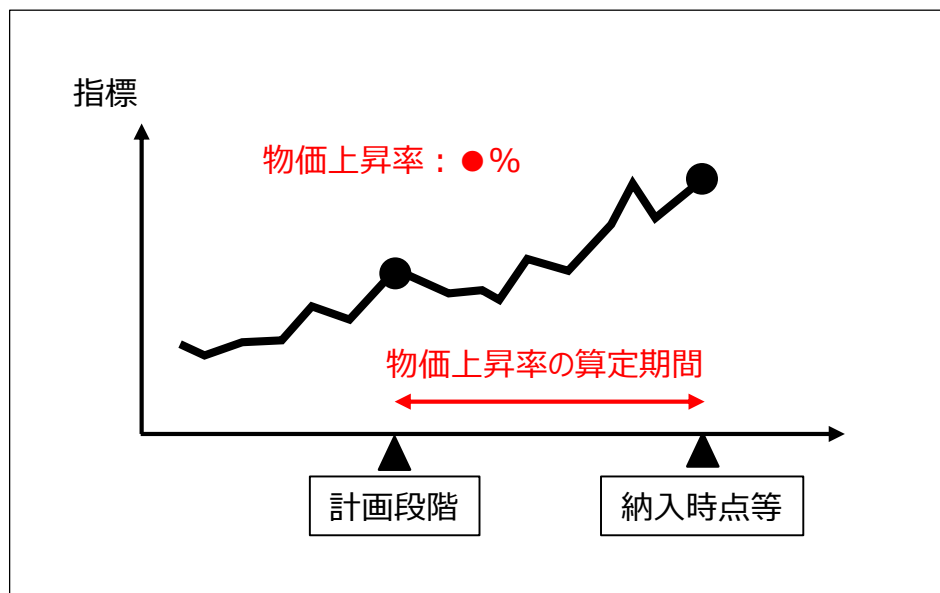
※1 CAPEX、その他費用の修繕費・委託費の性質も同様。

【参考】建設工事費デフレーター

- 建設工事費デフレーターとは、**建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国内の建設工事費全般を対象とし、毎月国土交通省が作成、公表している指標。**
- 建設工事の多くは、現地一品生産という特性のため、一般の製品の物価のように市場価格の動きでは直接的にとらえることができない。そのため、**建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比（ウエイト）をもって総合する投入コスト型で算出する手法**をとっている。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。
- 労務費・個々の資材費等のウエイト
 - 建設工事費デフレーターの労務費・個々の資材費等のウエイトは、平成27年建設部門分析用産業連関表及びその作成基礎資料、建設投資推計等を用いて作成される。
- ウエイトに対応する物価指数等項目
 - 投入コスト型で作成されるデフレーターには132項目。
 - 物価指数としては、労務費は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、個々の資材・サービス等は、企業物価指数（日本銀行）、企業向けサービス価格指数（日本銀行）、消費者物価指数（総務省）から適切な物価指数等を採用している。

- **物価変動実績の確認は、運用段階における設備の維持・運用に要する費用の実績の確認のタイミングに合わせて、基本的に毎年度確認することとしてはどうか。**
- **設備の維持・運用に要する費用の計画において物価変動額を切り分けて算出した場合は、実績額における物価変動額は計画時と同様の手法で算出することを基本としてはどうか。**
- **ただし、これにより難しい場合には事業実施主体はその根拠について合理的に説明を行うこととしてはどうか。**

物価上昇実績の確認のイメージ図



- 設備の維持・運用に要する費用については、工事費と同様に、予見困難な事象の発生等により増加することが想定される。
- その一方で、レベニューキャップにおける規制期間（5年）ごとに計画を作成することを考慮すると工事期間中に比べて費用の増額リスクや増額規模は限定的と想定され、またその実績の確認・検証も毎年度行うことを基本としている。
- このため、**設備の維持・運用に要する費用の計画においては、予備費ならびに予備費に基づく中間検証の基準の設定を行わないものとしてはどうか。**
- **ただし、プロジェクトファイナンスで事業を行う場合において、予見困難な事象への対応等のために一定の資金を保有する必要があり、事業者がその理由について合理的に説明できる場合には、当該資金に係る金利等の資金調達コスト※を費用として計上することができるものとしてはどうか。**
- なお、運用段階で一定程度起こり得る不具合等への対応費用は、当該設備の実績額等に基づき計上する。

※融資枠の未使用部分に対して支払う手数料（コミットメントフィー）等

■ **設備の維持・運用に要する費用の変動理由として妥当な例については、下表の項目に加えて、工事費における予備費の対象となる具体的な事例等（29～34スライド）を参照**することとし、**具体例に記載のない場合等については、類似する具体例等を参照して妥当性を確認することとし**はどうか。

設備の維持・運用に要する費用の変動理由として妥当な事例（今回追加）

- 法・制度改正により、費用変動が発生した場合（自治体の固定資産税等の行政からの課税の変更など）
- 制度・規制変更により義務の変更・費用変動が発生した場合（作業の季節制限、占用許可の更新等における測量等の義務の追加、SF₆ガス回収義務強化など）
- 経年等により運用に支障が生じる設備故障が発生した場合もしくは発生が予見される場合
- 当該設備メーカーの事業撤退又は部品供給停止により、保全方法を変更する場合もしくは代替品がなく設備取替となる場合
- 設備の点検等を実施するために既設電力設備の停止が必要な場合に、停止期間や時期の調整の結果、設備の点検等の時期を変更することが必要になった場合
- 発電事業者又は需要家の系統連系・撤退により、当該設備の系統増強（電線張替等）等を行い保守計画が変更となった場合
- 気象・海象による作業不能・長期待機により点検・修理に要する機材や要員の待機や再動員が生じた場合
- 適切に維持・運用を行ったものの設備故障が想定より多く発生した場合
- 第三者起因による設備の損傷が発生した場合

- (1) 検証に関する一般事項について
- (2) 費用変動の扱いについて
- (3) その他（予備評価について）**

- 第96回広域系統整備委員会（2025年12月19日）において、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画（以下「本整備計画」という。）の予備評価を本ガイドラインに基づき行うこととしその扱いについて整理したため、本ガイドラインにも記載をしてはどうか。
- ただし、本整備計画以外の整備計画において予備評価を行うかどうかは、個別に検討するものとしてはどうか。

技術検討報告書の予備評価について

第96回 広域系統整備委員会
（2025年12月19日）資料1

- 予備評価では、**通常の実施案の評価に準拠して、策定予定の「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」に基づき評価を行うこととし、その後に実施案が提出された場合には、予備評価の結果が反映されている点は再度の評価は省略し、予備評価から変更があった点を評価対象とすること**でどうか。
- このように技術検討報告書の予備評価を行うことで、以下の効果があると考えられる。
 - ✓ 技術的な検討結果の評価は、通常、実施案提出後に実施しているものであるが、**評価を前倒しして実施することで、実施案提出後のプロセスの短縮に繋がる**と考えられる。
 - ✓ 評価結果を踏まえて、有資格事業者は金融機関と協議可能となることから、**提起された課題のうち「収入の蓋然性の確保」にも繋がる**ことが期待できる。
 - ✓ **技術的な観点で複数の選択肢が考えられるものについて、実施案提出に先立って本委員会等で議論して方向性を定めることで、より良い選択ができる可能性**があるとともに、実施案提出以降の手戻りを回避できると考えられる。
- なお、今後、工事費・工期の算定等や技術的な検討の更なる進展、請負会社や金融機関との協議等が進むことなどにより技術検討報告書の差し替えが必要になった場合にはそれを含めて予備評価で評価することとしてはどうか。
- また、有資格事業者からは、プロジェクトファイナンスを見据え、総事業費についても実施案検討段階において評価を受けたいとの要望を受けているが、有資格事業者からの報告内容を踏まえ、国と評価の在り方を検討していくこととしたい。

- 本日いただいたご意見も踏まえて、「計画評価及び検証小委員会」においても議論を行い、あらためて本委員会においてガイドライン案をお示ししたい。
- そのうえで、国の審議会でもご議論いただき、年度内のガイドライン公表を目指したい。

《今後のスケジュール》

- | | | |
|-------|-------|---|
| 2026年 | 1月 | • 設備の維持・運用に要する費用の検証に関する議論
ガイドライン案の提示（1回目、本日） |
| | 2月 | • 「計画評価及び検証小委員会」における議論
• 「計画評価及び検証小委員会」の検討結果報告
設備の維持・運用に要する費用の検証に関する議論
ガイドライン案の提示（2回目） |
| | 3月 | • 国の審議会における議論 |
| | 年度末目途 | • ガイドライン公表 |

参考

工事費の詳細な確認項目例

具体例

- 至近の類似工事の実績費用を工事費の根拠とする場合は、当該工事を採用する理由が合理的であるか。
また、当該工事の実施からの期間があき、価格補正（物価・労務費）が必要な場合は、その補正理由と補正方法が合理的であるか
- 見積結果を利用する場合は、調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、合理的な工事費計上を行っているか
- 社内単価を用いる場合は、その単価を用いる理由が妥当であるか
- 物量に応じた工事費となっているか
（例：鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費等）
- コスト低減策や工期短縮策についての具体的な検討内容

（1）工事件名毎の調達プロセスならびに工事内容の確認（工事内容の確認部分を抜粋）

- ✓ **設計・仕様:** 最適な工法・技術の採用、過剰スペックの回避など、設計・仕様の合理性。
- ✓ **工程管理:** 効率的な工程管理による工期遵守・短縮努力。

（2）計画からの費用増減の要因分析と妥当性評価

- ✓ **費用増減の要因特定:** 整備計画からの費用増減の要因が具体的に特定されているか。
(予見困難な事象の発生、物価変動等)
- ✓ **要因発生への対応:** 要因発生に対する事業実施主体の対応は適切であったか。
(リスク管理策の実施状況、代替案の検討・実施状況等)
- ✓ **費用増減額の算定根拠:** 費用増減額の算定根拠は客観的かつ合理的であるか。

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

具体例

- 台風や地震等の自然災害、海難事故等の外生的な事由により、設備や運搬路等が損傷した場合または作業中断・停止・延期となった場合
- 戦争・紛争・感染症等社会的疫病の流行等による納期・工期遅延となった場合
- 過去の同規模工事と同等の品質が得られる調査・測量内容を実施する等の合理的な調査・測量を行ったものの、工事着手後、湧水や硬質岩盤や軟弱地盤等の発生により、追加対策が必要となった場合
- 上記の各事例に伴い、工程遅延や第三者への損害賠償等により費用が増加した場合
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

具体例

- 調査・測量や詳細設計により仕様変更や送電線ルート変更等となった場合
（杭打設数や工法の変更、機器レイアウト変更、送電線巨長の延長等）
- 調査・測量時と施工時の諸条件の差異による場合
（自然地形・地質、気象・海象条件等が相違していることによる設計変更等）
- 現地調査の結果、実施案で適用した標準モデルとは異なる仮設備となった場合
- 現地調査の結果、地図等を基にした机上検討で算定したものとは異なる運搬方法やルートとなった場合
- 調達プロセス実施の結果による場合
- 当初予期していない熟練労働者不足といった施工力不足の解消等のために資機材（ICT建機等）の導入等を行った場合
- 調達先の製造・輸送トラブル等による場合
- ある請負業者の責任範囲で発生した事象により、他の請負業者の責任範囲に影響が生じた場合※
（後工程に影響して工期が遅延し、待機費用が発生した場合を含む）

※事象を発生させた請負業者の責任範囲においては当該事業者が自ら責を負う

次スライドに続く

判断基準②：調査・測定の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象(続き)

具体例

- 労務関係トラブル（ストライキ等）により資材調達の遅延等が発生した場合
- 市況変動により、船舶の手配費用や労務単価又は保険料等が上昇した場合（物価変動を除く）
- そのほか、事業者の責に帰さない事由により工期遅延、製作遅延等が発生した場合
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

具体例

- 関係者と協議し、その事実関係等を確認した結果、設計・工法、送電線ルート、電気所の立地等を変更する必要がある場合
- 法改正、政策・制度変更や行政指導や社会的要請により、追加調査や設計の見直しや施工時間帯の制限等が必要となった場合
- 法改正に伴う労働環境改善への対応が必要となった場合
- JEC等の設計標準の改正により工事設計の見直しが必要となった場合
- 通信回線保有者との調整により電磁誘導対策費用の増加や対策内容に変更が生じた場合
- 整備計画における工事を実施するために既設電力設備の停止が必要であり、この停止期間や時期の調整不調に伴う工期遅延となった場合
- 自治体等からの許認可取得に時間を要したことにより工期遅延となった場合で、事業者の責によらない場合

次スライドに続く

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象（続き）

具体例

- 追加的な環境対策措置（海洋生物保護、沈殿物処理等）が必要となった場合
- 工事に伴い歴史遺跡や歴史遺物が発見された場合の対応費用及び工事中断・延期となった場合
- 他の海域利用者（通信ケーブル、洋上風力、その他インフラ整備（港湾、橋梁）、海洋資源探査、海上防衛設備）から協力要請を受け、協議のうえでやむを得ず工事中断・延期となった場合
- 事業者が実績等を基にある比率を仮定して合理的に当初数量を算定したが、関係者調整の結果、異なる比率の数量となった場合※
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

※（例）これまでの実績を基に植栽面積を全体の50%として実施案を作成したが、結果として60%の植栽が必要となった場合

- 判断基準①～③を満たす場合であっても、以下に該当する場合には予備費の執行対象外となる場合がある。

具体例

- 事業者の故意または過失により設備や運搬路等を損傷した場合
- 事業者が虚偽の内容により予備費申請を行った場合
- 事業者の違法行為により増嵩した場合
- 社会通念上許容される範囲を明らかに超えた設備等により増嵩した場合

- 地域間連系線の整備の費用増額時等には、「計画評価及び検証小委員会」にて本ガイドラインに基づき確認・検証が行われ、その結果を基に一般送配電事業者が託送料金として申請を行い、電力・ガス取引監視等委員会は金額の確認を行うと整理されている。

